

公 売 の し お り

公売の手続等については、公売公告に記載した事項のほか次に掲げる取扱手続によって行われることになっておりますので、公売財産を買い受けようとする方は、これらの事項を十分承知のうえ公売に参加してください。

入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧・確認したうえで入札してください。

公売財産の明細書及び「公売公告」は公売物件の公売事務を担当する斜里町総務部税務課収納係に（写）が備え付けてありますので、閲覧のうえ、財産の明細等をご確認ください。

なお、不明な点については、斜里町総務部税務課収納係までお問い合わせください。

1 必要書類の提出

公売に参加する方は、**平成 25 年 3 月 1 日（金）午後 5 時 00 分までに**公売参加申込書、公売保証金納付書兼還付請求書、その他の添付書類（個人の場合は身分証明書、法人の場合は商業登記簿等）、代理人及び共同入札がある場合には委任状、共同入札届出書を斜里町総務部税務課収納係へ送付し、公売参加受付完了の決定通知を受けてください。

2 公売保証金の納付

公売物件 斜-1 1, 500, 000円

公売物件 斜-3 700, 000円

公売保証金の納付を条件とする公売の場合においては、所定の金額を斜里町の指定する口座への銀行振込による方法で、**平成 25 年 3 月 1 日（金）午後 2 時 00 分までに**納付しなければなりません。

3 入札による公売

- (1) 入札書の用紙は、本町ホームページよりダウンロードした様式のものを使用し、字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- (2) 入札者は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。
- (3) 入札書に記載する住所および氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては、商業登記簿上の所在地・商号）を記載してください。
- (4) 入札書を書き損じたときは、訂正しないで新たな入札用紙を使用してください。
- (5) 入札書の入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- (6) 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に留意のうえ記載漏れ及び誤記のないことを確かめたうえで提出してください。
- (7) 一度提出した入札書については、引換、変更又は取消しができません。

- (8) 入札をしようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとしします。
- (9) 入札書には、架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- (10) 数人が共同して入札する場合（以下「共同入札」という。）にはその旨を明記して連署したうえ、各人の持分を付記してください。この場合において、共同入札をする入札者が、その中から代表者を指名して、実際に入札手続きをさせるときは、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。
- (11) 法人が入札する場合には、その入札行為を行う者の役職及び氏名を入札書の適宜の箇所に記載してください。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、代表権限を有することを証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出してください。
- (12) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
- (13) 入札書は、公売事務に関係のない職員立会いのもと、開札します。
- (14) 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価である者を最高価申込者とし売却決定期日に売却決定します。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとしします。

なお、最高価申込者となるべき同価の最高入札者が2人以上あるときは、その入札者間で追加入札をして最高価申込者を定めます。この場合に、追加入札の価額がなお同価であるときは、くじにより決定します。

ア 追加入札する者が棄権したときは、棄権した者については当初の価額で入札があったものとしします。

イ くじをする場合に出席しない者又はくじをしない者があるときは、公売事務に関係のない職員がその者に代わってくじを行います。

ウ 追加入札をする場合の公売保証金は、当初に納付した公売保証金を充当しますから、追加して提出する必要はありません。

エ 公売財産の売却決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって行います。

- (15) 不動産等の公売において入札価額が、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であり、かつ、最高価額から公売保証金の額を控除した金額以上の額を入札した者は次順位買受申込者となることができます。なお、次順位買受申込者となるべき同価額の入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

4 買受人の制限

公売公告の条件に違反した者又は国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により、入札や買い受けを制限される者は、買受人となることができません。

5 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還手続きを行います。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、個人の不動産業者等の場合又は営利法人の場合は、200 円の収入印紙が必要です。

6 買受代金の納付

不動産の買受人は、**買受代金の全額を平成 25 年 3 月 18 日（月）午後 2 時 00 分までに斜里町の指定する口座へ銀行振込で納付しなければなりません。**この納付期限までに買受代金の全額を納付しない場合には、売却決定を取り消します。この場合、納付された公売保証金は公売に係る滞納税に充当します。なお残余がある場合には、これを滞納者に交付します（国税徴収法第 100 条第 3 項）。

7 権利移転の時期及び危険負担

買受代金を納付した時をもって権利移転します。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産の棄損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。

なお、権利移転の時期について他の法令等により制限のある場合は、これに従います。

8 登記又は登録財産の権利移転及び登録免許税等の負担、不動産取得税の負担

買受不動産の権利移転の手続きは、斜里町長が行いますので、公売不動産の買受人は、買受代金の全額を納付後、直ちに買受不動産の権利移転の登記の請求を行い、併せて登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を速やかに斜里町総務部税務課収納係に提出してください。

買受代金及び登録免許税の納付により売却決定がされた日から 30 日以内に、北海道に対して不動産取得の申請を行い、北海道から送付される納付書により不動産取得税を納付する必要があります。

**公売物件 斜-1 登録免許税： 435, 900円
不動産取得税： 326, 900円**

**公売物件 斜-3 登録免許税： 537, 100円
不動産取得税： 669, 900円**

9 消費税の納付

不動産の買受により、消費税の納付義務が発生する場合がありますが、落札者の取扱いにより納付義務額が変動することから、札幌国税局にお問合わせください。

10 公売の取消し

公売財産の買受人が買受代金を納付する時までに納税者が滞納税等を完納したとき等、公売を取り消すことがあります。

11 買受申込み等の取消し

買受申込み等の取消しは、公売手続等に関し不服申立て等があり、公売手続が停止した場合に限り、することができます。ただし、その取消しの申し出は、公売手続の停止期間中に限られます。

なお、この場合に納付した公売保証金があるときは、買受申込み等を取り消した者に返還します。

12 公売実施の適正化のための措置

公売への参加若しくは入札等の妨害行為等をした者が納付した公売保証金は、斜里町に帰属します（国税徴収法第 108 条）。

平成 25 年 2 月 8 日

斜 里 町

【 問 合 わ せ 先 】

斜里町総務部税務課収納係

TEL : 0152-23-3131 (内線 135)

FAX : 0152-23-3631

E-mail : sh.nouzei@town.shari.hokkaido.jp